

認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会（以下「委員会」という。）が実施する事業に対して認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業は、委員会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 船橋市認知症高齢者徘徊模擬訓練や各種認知症施策のPR事業等の実施に関すること
- (2) その他委員会の目的達成に必要と認められること

(交付金対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。この場合において、懇親会費等当該事業の直接経費とならない経費は、交付金の対象経費としない。

2 国、県又は市等から他の補助金等を受ける場合において、当該補助金等の対象となる経費は、交付金の対象経費としない。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、対象経費の総額とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

別表

交付対象経費		
(1) 報償費	・ 報償金	※対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る ※備品購入費は、1品10万円を超えない範囲とする。
(2) 旅費		
(3) 需用費	・ 消耗品費 ・ 食糧費 ・ 印刷製本費 ・ 修繕料	
(4) 役務費	・ 通信運搬費 ・ 手数料 ・ 保険料	
(5) 委託料		
(6) 使用料及び賃借料		
(7) 備品購入費		